

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成25年11月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 業務概要

(1) 業務名 岩手県立療育センター及び岩手県立盛岡となん支援学校新築工事設計業務

(2) 業務内容 岩手県立療育センター（延床面積約12,000㎡）及び岩手県立盛岡となん支援学校（延床面積約9,000㎡）の新築に係る基本設計業務及び実施設計業務

(3) 履行期限 平成27年3月20日（金）

## 2 参加表明書の提出者に要求される資格

(1) 共同企業体以外の者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ この公示をした日から5（4）アの技術提案書の提出期限の日までの間に、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。

オ 一級建築士及び二級建築士が合わせて20名以上在籍し、うち一級建築士が12名以上であること。

カ 平成15年4月1日以降に、元請として、次に掲げる建築物であってその構造が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造であるものの新築工事又は改築工事に係る設計業務を行った実績を有すること（共同企業体の構成員として行った設計業務については、出資比率が30パーセント以上のものに限るものとし、その延床面積にあつては、当該設計業務に係る建築物の延床面積に当該共同企業体の代表となった構成員の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた面積を設計業務の実績として認めるものとする。）。

（ア） 地上3階建以上かつ延床面積が4,600㎡以上の医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（以下「病院」という。）

（イ） 延床面積が2,400㎡以上の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条第1項に規定する児童福祉施設等（以下「児童福祉施設等」という。）

（ウ） 地上2階建以上かつ延床面積が4,200㎡以上の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）

キ 次に掲げる基準を満たす者を管理技術者（業務の成果品の品質を維持、確保するため業務をつかさどる者をいう。以下同じ。）として1に示した業務に配置することができること。

（ア） 一級建築士

（イ） 5（3）アの参加表明書の提出期限の日前3か月以上継続して雇用している者であること。

(2) 共同企業体である者

ア 2者の構成員からなる任意に結成された共同企業体であること。

イ 共同企業体の各構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

（ア） 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。

（イ） 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(ウ) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(エ) この公示をした日から5(4)アの技術提案書の提出期限の日までの間に、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。

ウ 共同企業体の代表となる構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

(ア) 一級建築士及び二級建築士が合わせて20名以上在籍し、うち一級建築士が12名以上であること。

(イ) 平成15年4月1日以降に、元請として、次に掲げる建築物であってその構造が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造であるものの新築工事又は改築工事に係る設計業務を行った実績を有すること（共同企業体の構成員として行った設計業務については、出資比率が30パーセント以上のものに限るものとし、その延床面積にあつては、当該設計業務に係る建築物の延床面積に当該共同企業体の代表となった構成員の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた面積を設計業務の実績として認めるものとする。）。

a 地上3階建以上かつ延床面積が4,600㎡以上の病院

b 延床面積が2,400㎡以上の児童福祉施設等

c 地上2階建以上かつ延床面積が4,200㎡以上の学校

(ウ) 次に掲げる基準を満たす者を管理技術者として1に示した業務に配置することができること。

a 一級建築士

b 5(3)アの参加表明書の提出期限の日前3か月以上継続して雇用している者であること。

(エ) 構成員のうちで出資比率が最大であること。

エ 共同企業体の代表とならない構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

(ア) 一級建築士及び二級建築士が合わせて5名以上在籍し、うち一級建築士が3名以上であること。

(イ) 平成15年4月1日以降に、元請として、延床面積が2,400㎡以上の病院、児童福祉施設等又は学校の新築工事又は改築工事に係る設計業務を行った実績を有すること（共同企業体の構成員として行った設計業務については、出資比率が30パーセント以上のものに限るものとし、その延床面積にあつては、当該設計業務に係る建築物の延床面積に当該共同企業体の代表となった構成員の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた面積を設計業務の実績として認めるものとする。）。

(ウ) 出資比率が20パーセント以上であること。

### 3 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 技術提案書の提出者の能力

ア 技術者数

イ 同種業務の実績

(2) 配置を予定する技術者の能力

ア 資格及び経験

イ 同種業務の実績

ウ CPDの取組

### 4 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の提出者の能力

ア 技術者数

イ 同種業務の実績

(2) 配置を予定する技術者の能力

- ア 資格及び経験
- イ 同種業務の実績
- ウ CPDの取組

(3) 業務の実施方針及び手法

- ア 業務内容の理解度及び業務に対する取組意欲
- イ 業務の実施方針の的確性、独創性及び実現性
- ウ 技術提案の的確性、独創性及び実現性
- エ 工程計画及び動員計画の妥当性

5 手続等

(1) 担当部局 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県県土整備部建築住宅課施設整備担当 電話番号019-629-5955

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

- ア 交付期間 平成25年11月19日(火)から同年12月3日(火)まで
- イ 交付方法 岩手県公式ホームページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) に掲載する。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 平成25年12月3日(火)午後5時(受付期間は、平成25年11月19日(火)から同年12月3日(火)までの岩手県の休日に関する条例(平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 (1)の場所

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。ただし、郵送の場合は、アの提出期限までに到達したものに限り受け付ける。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 平成26年1月24日(金)午後5時(受付期間は、平成25年12月12日(木)から平成26年1月24日(金)までの休日を除く日の午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 (1)の場所

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。ただし、郵送の場合は、アの提出期限までに到達したものに限り受け付ける。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金 納付すること。ただし、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第113条第1項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第112条第1号又は第2号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(5) 技術提案書に関するヒアリング 行う。

(6) その他 詳細は、説明書による。

7 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Design work for Iwate Prefectural Rehabilitation and Nursery Center for Disabled Children and Iwate Prefectural Morioka Tonan Special Need School.

(2) Time-limit to express interests:

5:00 p.m., 3, December, 2013

(3) Time-limit for the submission of proposals:

5:00 p.m., 24, January, 2014

(4) Contact point for documentation relating to the proposal:

Housing and Architecture Division, Department of Prefectural Land Development, Iwate Prefectural Government, 10-1 Uchimaru, Morioka-shi, Iwate 020-8570, JAPAN TEL019-629-5955